

○上山市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月14日条例第17号

上山市個人情報の保護に関する法律施行条例

上山市個人情報保護条例（平成13年条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務の登録）

第3条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び財産区をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（1）個人情報取扱事務の名称及び目的

（2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称

（3）個人情報の対象者の範囲

（4）個人情報の記録項目

（5）個人情報の収集先

（6）その他規則で定める事項

2 市の機関等は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関等は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（開示請求に対する決定）

第4条 市の機関等は、法第83条第1項の規定にかかわらず、法第76条第1項の規定による開示請求があつたときは、当該開示請求を受理した日の翌日から起算して、14日以内（法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数及び上山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する休日は、当該期間に算入しない。）に、当該開示請求を認めるか否かの決定をし、その内容を書面により請求者に通知しなければならない。

（開示請求の特例）

第5条 市の機関等があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、法第77条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 法第77条第2項の規定は、前項の規定に基づき開示請求をしようとする者について準用する。

(手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の定めるところにより保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上山市情報公開条例の一部改正)

2 上山市情報公開条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査会の設置) 第16条 第15条第1項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第129条に規定する諮問に応じて審査するため、審査会を置く。 2 一略一 (他の制度との調整) 第20条 この条例は、他の法令等の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付手続が別に定められている場合は、適用しない。 2 一略一	(審査会の設置) 第16条 第15条第1項及び上山市個人情報保護条例（平成13年条例第22号）第25条第1項に規定する諮問に応じて審査するため、審査会を置く。 2 一略一 (他の制度との調整) 第20条 この条例は、他の法令等（上山市個人情報保護条例を除く。）の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付手続が別に定められている場合は、適用しない。 2 一略一